

## 個人番号（マイナンバー）の記入と本人確認書類提示のお願い

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、「番号法」という。)の施行により、平成28年1月1日以降の申請については、個人番号（マイナンバー）の申告が必要となりました。これは、保育料等を決定するための税情報の取得やひとり親世帯等であるかなどの業務に利用するためとなっています。

個人番号の記入が必要なのは、入所児童とその保護者および世帯員（兄弟および同居祖父母等を含む）の原則全員となります。

また、個人番号を使用する手続きの際には、他人の成りすまし等を防止するため、申請者の本人確認を行います。

本人確認では、

- 1) 正しい個人番号であることの確認（番号確認）と
- 2) 手続きを行っている方が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）を行います。

### 本人確認書類の提示をお願いします。

- 1) 番号確認 ※記載された世帯全員分が必要となり、次のいずれか1点で確認します
  - 1 個人番号（マイナンバー）カード（顔写真付き）
  - 2 個人番号通知カード
  - 3 個人番号付きの住民票
  
- 2) 身元確認書類 ※窓口で提出される方の身元確認を行います
  - 1 個人番号（マイナンバー）カード（顔写真付き）
  - 2 運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書、その他官公署発行の顔写真付き身分証明書等で①氏名、②生年月日または住所、の記載のあるもの。
  - 3 身元確認書類1または2がない場合は、健康保険の被保険者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、年金手帳、その他【官公署または法人（勤務先等）から発行された身分証明書等】から2つ以上

※本人確認を行うのは、申請者となる保護者（父または母）です。

※祖父母など、保護者（父または母）以外の代理の方が申請書を提出する場合は、代理の方の上記身元確認書類で身元確認ができるものをご持参ください。